

指定ごみ袋のごみ区分（名称）の表示が一部変わります。



京都市指定ごみ袋のごみ区分（名称）の表示が、
「家庭ごみ用」 ▶ **「燃やすごみ用」**に
変わります。

なお、旧表示の**「家庭ごみ用」**は、引き続き、使用できます。

●在庫の状況により、一時的に混在する場合がありますが、ご了承ください。

指定ごみ袋に関して詳しくは――――――――――
京都市環境政策局まち美化推進課 ☎ (075) 213-4960



京都市では、ごみの区分を市民の皆様にとって、よりわかりやすいものとするため、平成22年4月に日常生活の中で家庭から排出されるごみ（資源ごみ・大型ごみを含む。）の名称を、「家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）」から「家庭ごみ」に変更し、併せて家庭ごみのうち生ごみや紙くず等の名称を「家庭ごみ」から**「燃やすごみ」**へ変更しました。

このため、**「燃やすごみ用」**と表示された京都市指定ごみ袋が、これから順次、販売されます。

なお、旧の**「家庭ごみ用」**と表示された京都市指定ごみ袋は、引き続き、使用できます。

旧表示



新表示



※変更箇所は枠内です。

京都市指定ごみ袋取扱店（販売所）では、旧表示の在庫状況によって、一時的に
旧表示と新表示の商品が混在しますが、ご了承ください。